

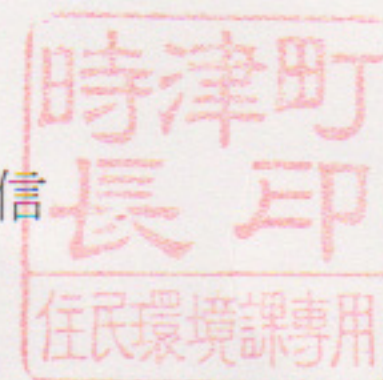
時津町指令 5 時住第 5 3 7 号
令和 6 年 2 月 2 6 日

許可証

住所 長崎市三川町 6 9 0 番地 4
氏名 株式会社真総業
代表取締役 川口 真典

令和 6 年 2 月 1 5 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

- 許可番号
時津一廃許第 9 3 号
- 一般廃棄物の種類
生活系・事業系一般廃棄物
- 収集、運搬及び処分の区別
収集、運搬
- 許可期限
令和 6 年 2 月 1 7 日～令和 8 年 2 月 1 6 日
- 許可条件
クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。
なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。
毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日までに提出すること。